

薬局の構造設備の概要（調剤設備器具等）

【調剤に必要な設備・器具】

調剤に必要な設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。（薬局等構造設備規則第1条第13項）

品 名	数 量	品 名	数 量
液量器※ ¹ (規格と数量を記載)		ビーカー	
		ふるい器	
温度計（100度）		へら（金属製）	
水浴		〃（角製又はこれに類するもの）	
調剤台		メスピペット	
軟膏板		メスフラスコ又はメスシリンダー※ ²	
乳鉢（散剤用のもの）		薬匙（金属製）	
乳棒		〃（角製又はこれに類するもの）	
はかり（感量10m g）		ロート	
〃（感量100m g）			

※¹ 液量計は小容量（50cc未満）及び大容量（50cc以上）のものを各1つ以上備えることが望ましい。

※² メスフラスコとメスシリンダーについては、どちらか一方備えればよい。

【調剤に必要な書籍】

項 目	媒 体	名 称
日本薬局方・同解説に関するもの	書籍・磁気ディスク	
医薬品医療機器等法関係法規に関するもの	書籍・磁気ディスク	
調剤技術等に関するもの	書籍・磁気ディスク	
取り扱う医薬品の添付文書に関するもの	書籍・磁気ディスク	

*媒体欄は該当するものに○をすること。